



サプライヤー向け行動規範

12.01.2022

前文

ZAMAは会社、従業員及び社会の利益のために、**持続可能かつ責任あるビジネス慣行に取り組んでいます**。ZAMAグループは事業を展開するすべての地域において、社会の一員としての責任を認識しています。同族会社であるZAMAは、人や自然に対して特別な責任を担っています。私たちは国際的に宣言された人権や天然資源の保護をはじめ、文化、社会、政治、法律における社会及び国家の多様性を尊重し支持します。

本サプライヤー向け行動規範は、**ドイツサプライチェーン・デューデリジェンス法等の法規制、国連グローバル・コンパクト**の原則、国際労働機関(ILO)、とりわけ**労働基本原則と権利宣言の基準**、そしてZAMAの社会的責任の原則に基づいており、これらはZAMAの企業文化に概説されています。

本行動規範で規定する義務には二つの要素があります：一つ目はビジネスパートナーが違反してはならない**必須の要求事項("must")**を定めています。二つ目は**ZAMAのビジネスパートナーに求めること("prefer")**を説明しています。ここではサステナビリティパフォーマンスを評価する際の基準として、優先するサプライヤーの要求事項を定めています。私たちはビジネスパートナーが本行動規範に従い行動し、サステナビリティパフォーマンスを常に向上させることを求めます。また、パートナーのトップマネジメントが相応に対応するよう求めます。ZAMAは本行動規範に対する違反を一貫して追求し、適切な措置を講じます。ZAMAは、最終手段としてビジネス関係を解消する権利を有します。さらに、私たちはビジネスパートナーがその取引相手に対しても、この原則を確実に遵守するよう働きかけることを求めます。

ZAMAサプライヤーネットワークにおいて、責任ある調達をはじめ社会及び環境標準の継続的な改善が推進されるよう、共に邁進していきます。

ZAMA Precision Industrial (Huizhou) Co., Ltd
ZAMA Precision Industry Manufacturing Philippines, Inc
ZAMA Corporate Co., Ltd
Zama Japan Kabushiki Kaisha
USA Zama INC.

サプライヤー向け行動規範

12.01.2022

目次

1	人権及び公正な労働条件の尊重	3
1.1	児童労働の禁止	3
1.2	強制労働の禁止	3
1.3	公正な労働条件、報酬及び労働時間	4
1.4	待遇の均等及び差別の禁止	5
1.5	結社の自由	5
1.6	労働安全衛生	6
1.7	収用の禁止	6
2	環境保護	7
2.1	自然の原理のダメージを回避する	7
2.2	環境に配慮した資源の利用	7
2.3	温室効果ガスの削減	7
3	コーポレートガバナンス及び取引関係	8
3.1	汚職及び非競合行為の撲滅	8
3.2	機密文書の取り扱い	8
4	責任ある調達	8
5	改訂	9
6	施行	9
7	法的責任及び署名	9

1 人権及び公正な労働条件の尊重

ZAMAにとって、従業員に対する社会的責任は最も重要なことです。私たちはサプライヤーが人権の侵害またはこれに加担することがなく、法的要求事項を遵守し、公正かつ適切な方法で労働条件を確立するよう求めます。トレーニング、検証(例:監査)及び苦情処理メカニズムなど、職場で社会的に受容されている慣行を一本化するために、私たちはサプライヤーに対して国際標準SA8000に適合する社会マネジメントシステムの導入を推奨します。

1.1 児童労働の禁止

ZAMAはいかなる児童労働も固く禁止します。サプライヤーは自らの事業領域または自社のサプライヤーにおいて、いかなる場合も児童労働が容認されないことを約束しなくてはなりません。サプライヤーは雇用に際し、以下の要求事項を遵守する必要があります:

- 最悪の形態の児童労働の禁止 ([ILO 182条](#))。
- 就業の最低年齢は適用法で定める義務教育終了の年齢とし、15歳を下回ってならないものとする。 ([ILO 138条](#))。
- 18歳未満は、若年者とみなされ保護を必要とする ([ILO 182条](#))。また残業や深夜労働など、その本質または行われる状況によって健康、安全、道徳を害するおそれのある労働は認められない。 ([ILO 138条](#))。

私たちは、他のサプライヤーやNGOとの協力や学校への支援等、自社の影響範囲において児童労働の撤廃に取り組むサプライヤーを優先します。

1.2 強制労働の禁止

ZAMAはいかなる強制労働も固く禁止します。サプライヤーは自社及びそのサプライヤーの事業において、強制労働や近代の奴隷制度、拘束労働、人身売買、また極端な経済搾取など、職場環境における支配または抑制を容認してはなりません:

- 強制労働には、処罰の脅威によって人に要求され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働が含まれる ([ILO 29条](#))。
- 人材募集や従業員の採用・雇用の際に、サプライヤーは力、欺瞞、脅迫を用いず、過剰な代金を要求せず、また政治的見解を抱き、または発表することに対する制裁として強制労働を課さないことに同意する ([ILO 105条](#))。
- 従業員の募集または採用、あるいは自社を守るために第三者機関が関わる場合、サプライヤーはこうした機関が本禁止事項を遵守することを保証する義務を負う。

私たちは、自らの活動範囲(例:サプライヤー間及びNGOとの協力)において強制労働撲滅に取り組むサプライヤーを優先します。サプライヤーはビジネス関係における強制労働において、次の指標に特に注意を払う必要があります:賃金不払い、従業員の移動の自由に対する規制、パスポートまたはその他文書の差し押さえ、従業員またはその同僚に対する脅迫、受諾できない労働・生活条件及び過度な残業。

1.3 公正な労働条件、報酬及び労働時間

サプライヤーは、労働条件、報酬及び労働時間が、国内法及び業界標準の中で最も厳しい法令に準拠することを保証しなくてはなりません。労働条件、報酬及び労働時間は必ず書面による合意により定められ、これはサプライヤーと従業員の契約と見なされます。また、ZAMAはサプライヤーが以下の適切な条件を従業員に提供するよう求めます。

報酬、福利厚生及び労働時間に関して、サプライヤーは以下の規格を必ず遵守しなくてはなりません：

- サプライヤーは、従業員の肉体的疲労及び精神的疲労による労働災害を防止し、健康状態を保つために、労働時間(時間外労働及び最長労働時間、休憩時間、業務スケジュール、産前産後休暇、病気休暇、家族介護休暇、有給休暇)を体系化しなくてはならない(ILO 1条、ILO 14条)。なお当規格は臨時従業員、出向者または外部委託労働者にも適用される。
- いかなる時間外労働も強制されてはならず、法定残業時間を超過してはならない。最低賃金または時間外手当が法律で規定されていない場合、賃金は少なくとも業界の平均的な最低賃金と同額とし、時間外手当は通常の時給単価よりも高い金額を補償しなくてはならない。
- 時間外労働を含む1週間当たりの労働時間は60時間を超えてはならず、また時間外労働を恒常的に行うことは認められない。ただし、緊急事態や特別な事情は除外する。
- 従業員は少なくとも7日間に1回、少なくとも24時間の連続した休暇を与えられるものとする。
- ILO 95条に基づき、賃金は追跡可能な形で定期的に支給され、賃金からの不正控除や懲戒処分としての徴収を禁止する。
- 法令で定める社会保険料の積立を行う。
- 適用法に基づき、従業員は社会的便益を申し出ることができる(例：病気休暇)。
- サプライヤーはハラスメント、虐待及びいかなる形であれ暴力による懲罰も禁止する。

私たちは自らの影響範囲においてILOの標準に従い、とりわけ労働時間、母性保護、賃金及び収入、雇用保障、仕事と家族、高年齢労働者、社会保障及び移民労働者に関し、公正な労働条件を促進するサプライヤーを優先します。また、法的要求を上回る賃金システムや社会的便益の改善を通して、従業員の生活水準を漸進的に向上させるようサプライヤーに求めます。すべての労働者は一般的な労働時間に対する生活賃金を得る権利を有します。

1.4 待遇の均等及び差別の禁止

全従業員に対して均等に待遇することはZAMAの核となる価値観です。私たちは、サプライヤーが従業員を選ぶ際に資格やスキルをベースとし、雇用関係のあらゆる面において均等な機会を維持するよう求めます。

サプライヤーは従業員の採用・雇用について、以下の項目を遵守しなくてはなりません：

- 人種や国籍、市民権、社会的出身、皮膚の色、健康状態、障害、性的指向、年齢、性別、政治的見解、宗教、または信仰 ([ILO 111条](#))、あるいは少数民族、妊娠、または退役軍人などの法で守られている属性について、差別、除外、または優先を行うことを禁止するが、特別の条件を必要とする特定の業務は除外する。
- 同一価値の労働についての同一報酬に関する条約 ([ILO 100条](#)) がここに含まれる。
- また、移民、臨時・季節労働者に対する差別のない機会または待遇の均等もここに含まれる。

私たちは、自らの影響が及ぶ範囲において(例: サプライヤーの厳選等)、多様性の促進に取り組み従業員の中から弱者グループを識別し、人材募集や採用時において待遇の均等を強化し、差別防止に向けたプログラムを導入するサプライヤーを優先します。

1.5 結社の自由

ZAMAは結社の自由と団結権の尊重を約束します。サプライヤーは、従業員が自由に組織を設立することや、従業員組織及び労働団体に加盟し団体交渉を行うことを尊重しなくてはなりません ([ILO 87条](#) 及び [ILO 98条](#))。サプライヤーは結社の自由を無視し、あるいは結社の自由を妨害するために保安部隊を使用することを禁止しなくてはなりません。

結社の自由及び団結権が法律により制限されている状況においては、従業員が独立して労働団体を結成し団体交渉を行う機会が別途与えられなくてはなりません。労働者代表は差別から保護され、合法的かつ平和的手段で権利を行使できるよう、同僚の職場へ自由に入出りできる必要があります。

さらに、社内の労働紛争及び従業員の苦情を解決し、労働条件の合意を形成するために、従業員、従業員代表及びマネジメントによる積極的かつ透明性のある対話を促進するサプライヤーを優先します。

1.6 労働安全衛生

労働安全衛生はZAMAにおける最優先事項です。サプライヤーは国内の法律及び標準に少なくとも準拠する、安全で衛生的な職場環境を提供しなくてはなりません。

業務関連の健康被害を回避するために、サプライヤーは以下の保護対策に取り組まなければなりません：

- 健康に有害な物質及び毒物はラベルを貼り安全な場所に保管し、その危険性に応じた方法で扱うこと。
- 職場、作業用設備、工具、機械及び装置は安全な状態であること。
- 個人用の保護具及び機械の保護装置はサプライヤーが提供し、使用可能な状態であること。
- 建物を倒壊、火災、期待される環境条件または不正アクセスから保護するために適切な措置が取られていること。
- 避難通路及び救護経路、応急処置及び救急処置用の非常用設備が入手可能かつ利用できること。
- 最低限の秩序及び清潔さで職場環境の衛生が保たれていること。
- 従業員が適切な訓練及び指示を受けていること。
- 私たちはサプライヤーが、全従業員に対し衛生的な職場環境、安全な飲料水の供給、衛生設備の利用を保証しなくてはならないことを強調するよう求めます。
- 従業員用仮眠施設が提供されている場合、サプライヤーは施設が清潔かつ安全であり、なおかつ建物の安全基準に適合することを保証すること。

サプライヤーは業務上の健康被害を継続的に低減し、労働衛生を向上するよう努力しなくてはなりません。この目標を達成するために、リスクアセスメント、防止措置、パフォーマンス測定及び効果的な目標の設定など、[ISO 45001](#)に基づき労働衛生及び安全管理システムを確立するサプライヤーを優先します。

1.7 収用の禁止

私たちのサプライヤーは、人々の暮らしを支える土地や森林、水源などを違法に収用、破壊、開墾してはなりません。サプライヤーは全ての関係者からFree Prior and Informed Consent (FPIC: 自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意)を取得し、土地の利用に対して適切な補償を約束しなくてはなりません。

私たちは、人々の暮らしに潜在的な悪影響を及ぼすビジネス活動について調査を行い、確認されたリスクを低減するための対策を講じ、[ILO条約第169号原住民及び種族民条約](#)を尊重するサプライヤーを優先します。

2 環境保護

ZAMAは環境に責任を持っています。私たちは資源の不足、そして未来の世代に対する責任を認識しています。したがって、私たちは環境に与える影響や環境ハザードを常に最小限に抑え、日常業務において継続的に環境保護の向上に取り組むようサプライヤーに求めます。サプライヤーは適用されるすべての環境法、標準及びその他の規制を遵守しなくてはなりません。私たちは環境パフォーマンスを継続的に向上させ、[ISO 14001](#)に従って環境マネジメントシステムを導入するサプライヤーを優先します。

2.1 自然の原理のダメージを回避する

サプライヤーは、食料の保存と生産に著しく影響を及ぼす有害な改変、消費、廃棄、汚染、騒音、清潔な飲料水の確保の阻害、また衛生設備の利用妨害あるいは破壊など、人間の健康を損なう行動を起こしてはなりません。

自然の原理を保護するために、サプライヤーは少なくとも次のアクションを講じなくてはなりません：

- 特に[水俣条約](#)(水銀の使用)、[ストックホルム条約](#)(残留性有機汚染物質)、[バーゼル条約](#)(有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制)など、適用される国際条約の遵守。
- 環境有害物質または毒物のラベル表示及び保管、流出防止に適した使用及び廃棄。
- SWN 39003 (REACH & RoHS) 規定に挙げる禁止物質、規制物質の遵守。

私たちは、自らの影響範囲において森林など自然のエコシステムに与える被害を防ぐために、自然の保護や保全を推進するサプライヤーを優先します。また、環境に有害な化学物質の代用、もしくは少なくとも低減に取り組むサプライヤーを推奨します。

2.2 環境に配慮した資源の利用

サプライヤーは責任を持って資源を扱い(例:エネルギー、水、原料、原材料)、無駄を回避しなくてはなりません。私たちは、自らの影響範囲において積極的にリサイクルを推進するサプライヤーを優先します。これには再利用された材料及び製品開発に統合された再利用資材の使用も含まれます。

2.3 温室効果ガスの削減

ZAMAにとって気候に悪影響を与える温室効果ガスの削減は重要です。サプライヤーはサプライチェーンを含む自社のビジネス活動における排出量について、透明性を確保するための措置を講じなくてはなりません。私たちは、カーボンマネジメントシステムを有し、温室効果ガス排出量の削減に継続的に取り組むサプライヤーを優先します。

3 コーポレートガバナンス及び取引関係

ZAMAでは、すべての行動が誠意、適法性そして公正さの基本的価値に基づいています。法律を遵守して業務を遂行することはZAMAにとって非常に重要です。サプライヤーはすべての法令規制、とりわけ汚職行為防止及び詐欺防止、マネーロンダリング防止、競争法及び反トラスト法、税法、データ保護及び機密性、そして輸出管理に関する法令規制を遵守しなくてはなりません。私たちはサプライヤーに対して、要求されるすべての必須条件を追跡可能な形で確実に遵守することを求めます。したがって、私たちは適切な形でコンプライアンス及びリスクマネジメントを導入し、関連するトレーニングを実施してきたサプライヤーを優先します。

3.1 汚職及び非競争行為の撲滅

ZAMAは強要や贈賄を含むいかなる汚職も容認することはありません。私たちのサプライヤーは汚職の禁止に責任を持たなくてはならず、したがって社内の(有形・無形)贈答品の授受に関するガイドライン等、汚職回避の規定を設ける必要があります。またサプライヤーや私たちにとって公正な競争は重要であり、サプライヤーが第三者と非競争的合意を締結し、市場の独占地位を乱用しないことを求めます。

3.2 機密文書の取り扱い

私たちのサプライヤーは保護が必要な機密文書を保護するために、機密性を維持しなくてはなりません。この目的でサプライヤーはZAMAとの機密保持契約を締結することに同意します。

4 責任ある調達

ZAMAにおける持続可能な調達とは、製品、サービス、サプライヤーを選定する際に環境及び社会への影響に注意を払うことを意味します。私たちはサプライヤーの調達活動に関してもこの原則に協調することを求めます。サプライヤーは原料の調達や生産等の調達活動において、すべての適用法令規制を確実に遵守しなくてはなりません。いわゆる紛争鉱物(スズ、タンタル、タングステン及びその鉱石、金)を使用するサプライヤーは、サプライチェーンに則りデューデリジェンス及び検証システムに関する法的要求事項を遵守しなくてはなりません([金融規制改革法第1502条 EU紛争鉱物に関する規則](#))。

サプライヤーは、当行動規範の要求事項を取引相手に伝えるために、適切な方策を有しなければなりません。私たちは、サプライチェーンにおいて人権及び環境リスクの特定及び評価を行い、必要に応じてリスクの回避または軽減のための方策を講じ、自らの影響範囲において責任ある調達を推進するサプライヤーを優先します。特に鉱物(例:コバルト、銅、リチウム、アルミニウム、鉄等)等の原料の採掘、生産、輸送、取引、加工及び輸出は調達のリスクを含むことがあります。こうした場合は、透明性を確保し制御できるような方策を講じ、特別に配慮する必要があります。

5 改訂

当行動規範に定める要求事項は、ZAMAが継続的に実施するリスク分析の結果に応じて改訂されることがあり、改訂版の施行から1ヶ月前にサプライヤーへ通知されます。

6 施行

当行動規範の施行を推進するために以下の方策を講じます：

苦情解決の仕組み：本行動規範に記載する要求事項に対する(考えられる)違反行為についての情報として、ZAMAはcomplaint mechanism (<https://STIHL.integrityline.com/>)を保持しています。

エスカレーションプロセス：ZAMAサプライヤーマネジメントは明確なエスカレーションプロセスを含みます。サステナビリティに関する要求事項は当プロセスに組み込まれています。エスカレーションは、例えば定期的なサプライヤー評価や関連事項において特定の閾値に達した時に開始されます。

実施状況の検証：当行動規範が定める要求事項の遵守を検証するために、ZAMAはサプライヤーから自己評価を求め、監査を実施する、もしくは第三者に監査を委託する権利を有します。これらの方策は、行動規範と同様、共同の改善を推進するものです。私たちは、サプライヤーも当規範の実施を支援するよう求めます。

7 法的責任及び署名

サプライヤーは当行動規範に署名することによって、ZAMA行動規範の原則及び規定を全て理解、遵守するものとします。この責任は、サプライヤーの全ての拠点及びサプライヤーの関連会社の全ての拠点に適用されます。

サプライヤーの関連会社とは、サプライヤーが直接的または間接的に支配する会社を指します。当規定の支配とは、サプライヤーが関連会社の株式または議決権の50%以上を直接的または間接的に保有することを意味します。当行動規範の合意書に署名することにより、サプライヤーはここに定める関連会社の代表として、当行動規範を実質的に行使するために必要なすべての代理権を有することを確認することとします。



PLACE, DATE

SUPPLIER NAME

FIRST NAME, LAST NAME, POSITION

SIGNITURE